

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 「公益法人会計(平成20年4月11日制定、令和2年5月15日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

車輛運搬具及び什器備品については、定額法によって減価償却を実施しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

未収金について貸倒危険率を計上しています。しかし、過去5年においては貸し倒れはありません。従って、貸倒引当金は計上しておりません。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、暦年基準による計算金額のうち、当期に帰属する金額を計上しています。

③ 退職給付引当金

独立行政法人 勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済に加入して退職金相当を月掛けしています。従って、引当計上すべき金額はありません。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められているもの以外のファイナンス・リース取引については原則として通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっています。

(6) 決算日(3月31日)は金曜日で、金融機関の休日には該当しません。会計処理に実際取引日基準と満期日到来基準とがあります。当法人は、実際取引日基準を継続適用しています。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
小計	0	0	0	0
特定資産				
減価償却引当資産	4,336,671	267,427	0	4,604,098
小計	4,336,671	267,427	0	4,604,098
合計	4,336,671	267,427	0	4,604,098

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち、指定正味財産 からの充当額)	(うち、一般正味財産 からの充当額)	(うち、負債に対応する 額)
基本財産				
小計	0	0	0	0
特定資産				
減価償却引当資産	4,604,098	0	4,604,098	0
小計	4,604,098	0	4,604,098	0
合計	4,604,098	0	4,604,098	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(直接法により減価償却を行っている場合)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	4,303,253	3,545,537	757,716
什器備品	1,840,300	1,840,291	9
合計	6,143,553	5,385,828	757,725

5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引について

当法人は1の(4)に示すとおり、ファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。この明細は次のとおりです。

① 取得価額相当額	2,874,405 円
② 減価償却累計額相当額	1,964,191 円
③ 期末残高相当額	910,214 円
④ 1年以内未経過リース料	582,936 円
⑤ 1年超未経過リース料	391,852 円
⑥ 当期支払リース料	590,040 円
⑦ 当期減価償却費相当額	574,872 円
⑧ 当期支払利息相当額	12,889 円

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりです。

(単位:円)

補助金等の名称 (交付者)	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の区分
補助金					
志賀町	0	9,639,000	9,639,000	0	—
(公社)石川県シルバー人材 センター連合会	0	9,639,000	9,639,000	0	—
合計	0	19,278,000	19,278,000	0	

7. 引当金の明細

引当金の明細は、下記のとおりです。

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加高	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	3,612,699	3,694,707	3,612,699		3,694,707

8. 重要な後発事象

決算日以降に発生した事象で、翌事業年度以降の財務諸表に重大な影響を及ぼす事象は発生しておりません。

附属明細書

一般社団・財団法人施行規則 第23条等の要請によるものです。

①重要な固定資産の明細と②引当金の明細の記載が要請されていますが、①②ともに上記の「財務諸表に対する注記」の4と7に示しています。よって、ここでの記載は省略いたします。